

防府市自殺対策計画

～誰もが自殺に追い込まれることのない防府市を目指して～

令和2年（2020年）3月

防 府 市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
4 計画の数値目標	
第2章 防府市の現状	4
1 防府市の自殺に関する現状	
2 こころの健康に関する現状	
3 自殺の特徴	
4 自殺対策の課題	
第3章 自殺対策の基本的な施策	12
1 計画の目標	
2 基本的な施策	
3 世代別の視点	
4 段階別の視点	
5 取組の体系図	
第4章 自殺対策の主な取組	18
第5章 計画の推進	27
1 計画の推進体制	
2 進行管理	
【 資料編 】	
1 自殺対策基本法	
2 自殺総合対策大綱（概要）	
3 防府市自殺予防対策庁内連絡会議設置要綱	
4 「悩みごと相談窓口一覧」	
5 ココロぽっとサポーター養成講座PRリーフレット	

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

平成18年に自殺対策基本法が施行され、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会的な問題」として捉えられるようになりました。社会全体で自殺対策が推進され、その後、自殺者数は減少傾向となり大きな成果を上げています。

しかし、我が国の自殺死亡率は、未だ主要先進7か国の中でも最も高く、自殺者数2万人を超える水準となっています。

こうした中、国は、「自殺総合対策大綱」を閣議決定し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現にむけて、平成28年度には自殺対策をさらに強化するため、「自殺対策基本法」を改正しました。

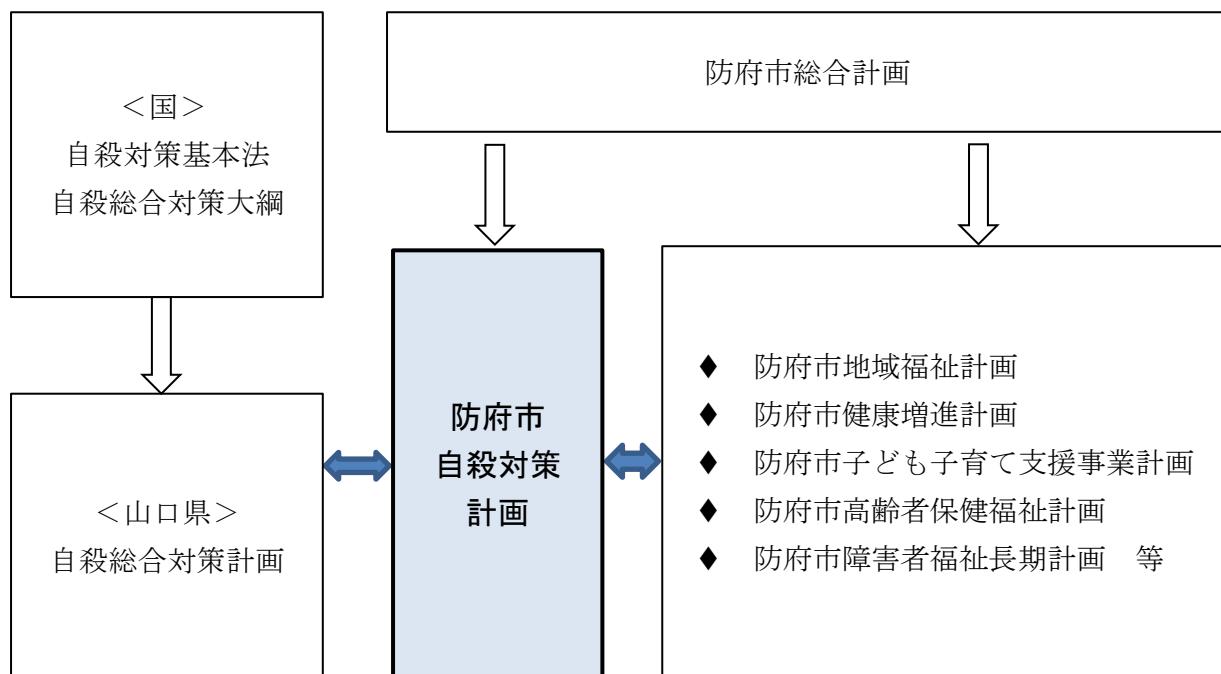
本市では、自殺対策の全庁的な取組として、平成22年度より「防府市うつ病・自殺予防対策庁内連絡会議」を設置し、毎年関係課に対し、自殺の現状を伝え、各課での取組について協議を行ってまいりました。平成30年度からは「防府市自殺予防対策庁内連絡会議」と変更すると共に、委員の見直しを行い、連絡会議の充実を図っています。

防府市の自殺対策を「生きることの包括的支援」ととらえ、あらゆる分野の事業に自殺対策の視点を反映させ、これまで以上に関連施策との有機的な連携による総合的な対策を推進するため、防府市自殺対策計画を策定します。

2 計画の位置づけ

平成28年に改正された「自殺対策基本法」第13条に基づき策定される計画で、「自殺総合対策大綱」及び「山口県自殺総合対策計画（第三次）」並びに地域の実情を勘案して、防府市の自殺対策について定める計画とします。

本市の最上位計画である「防府市総合計画」、及び自殺対策と関連する「第二次防府市健康増進計画」等と整合を図ります。



3 計画の期間

本計画の期間は、国の示した「自殺総合対策大綱」が、数値目標を令和8年度までと設定していることから、この時期に合わせ、令和2年度から令和8年度までとします。

なお、計画期間内であっても、国の動きや自殺の実態などを考慮し、必要に応じて見直しを行うこととします。

4 計画の数値目標

国及び県は、令和8年までに、平成27年（2015年度）と比べて、自殺死亡率を30%以上減少させ、国は13.0以下、県は14.0以下とすることを目標としていることから、本市では、令和8年までに35%以上減少させ、県に合わせ、14.0以下とすることを目標とします。

防府市の自殺死亡率（人口10万人対）

【平成27年】21.6 ⇒ 【令和8年】14.0以下

平成27年の自殺死亡率を35%以上減少させることを目標

【参考】

○国の目標値 【平成27年】18.5⇒【令和8年】13.0以下

平成27年の自殺死亡率を30%以上減少させることを目標

○県の目標値 【平成27年】20.0⇒【令和8年】14.0以下

平成27年の自殺死亡率を30%以上減少させることを目標

資料：自殺総合対策大綱・山口県自殺総合対策計画・山口県保健統計年報

※自殺死亡率：人口10万人あたりの自殺者の人数

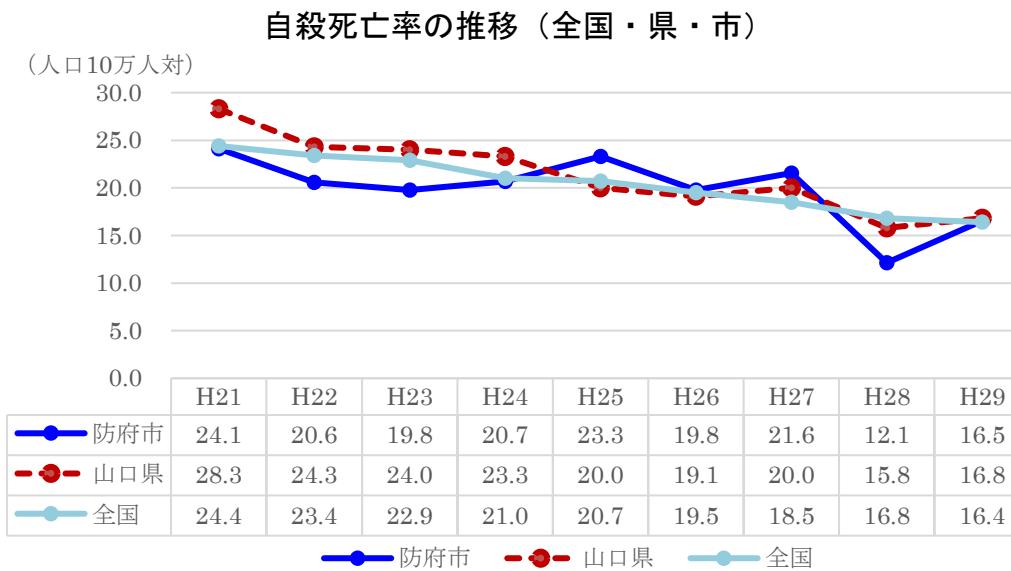
自殺死亡率= その年の自殺死亡者数 / 10月1日の推計人口 × 10万人

推計人口とは、平成27年度の国勢調査を基礎として、毎月の出生・死亡・転入出等を加減して算出された人口です。

第2章 防府市の現状

1 防府市の自殺に関する現状

(1) 自殺死亡率の年次推移



資料：人口動態統計・山口県保健統計年報

自殺死亡率は、平成21年以降、減少傾向にあります。

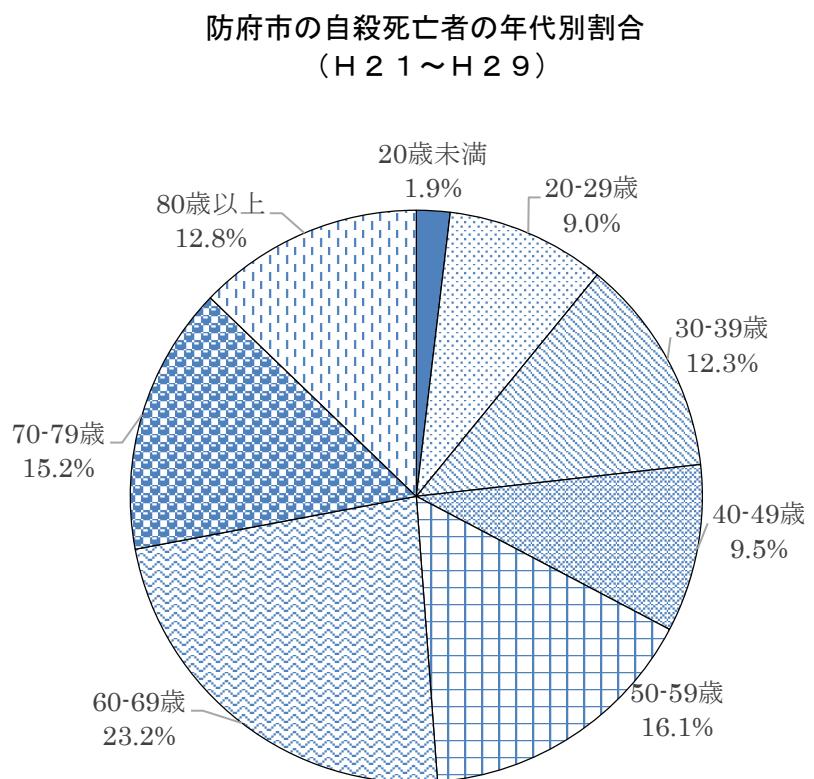
(2) 自殺者数の年次推移



資料：山口県保健統計年報

自殺者数は、年による増減はありますが、減少傾向にあります。

(3) 自殺死亡者の年代別割合



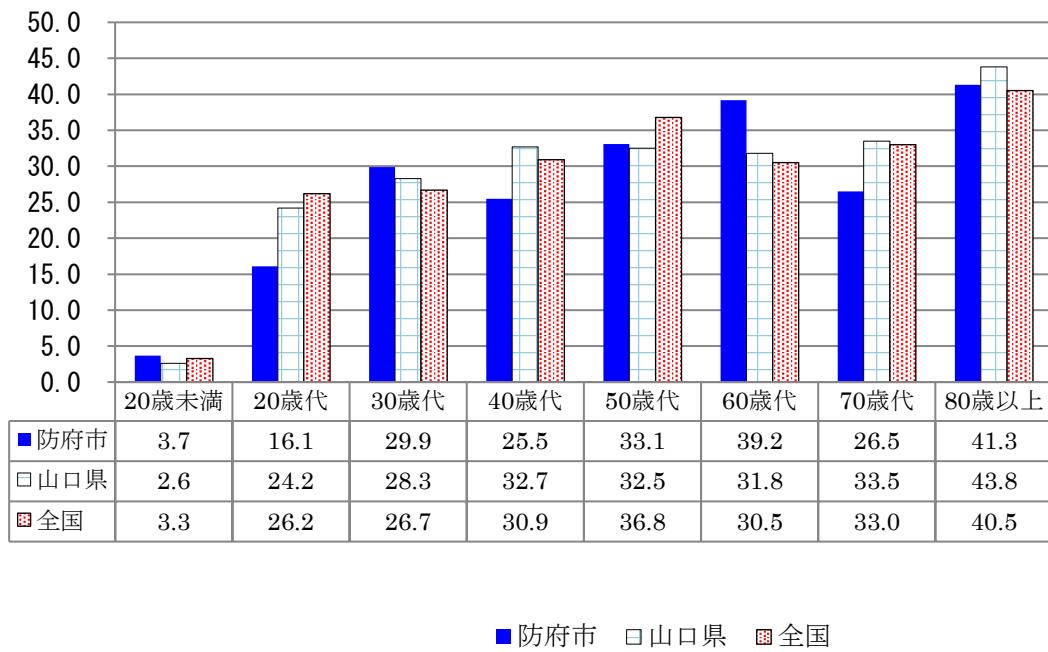
資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料
※H21～H29 防府市の自殺者数の合計

60歳以上の高齢世代が51.2%と半数を占めています。また、
30～59歳の働く世代も37.9%と4割程度を占めている現状です。

(4) 性別、年代別自殺の状況（国、県との比較）

(人口10万人対)

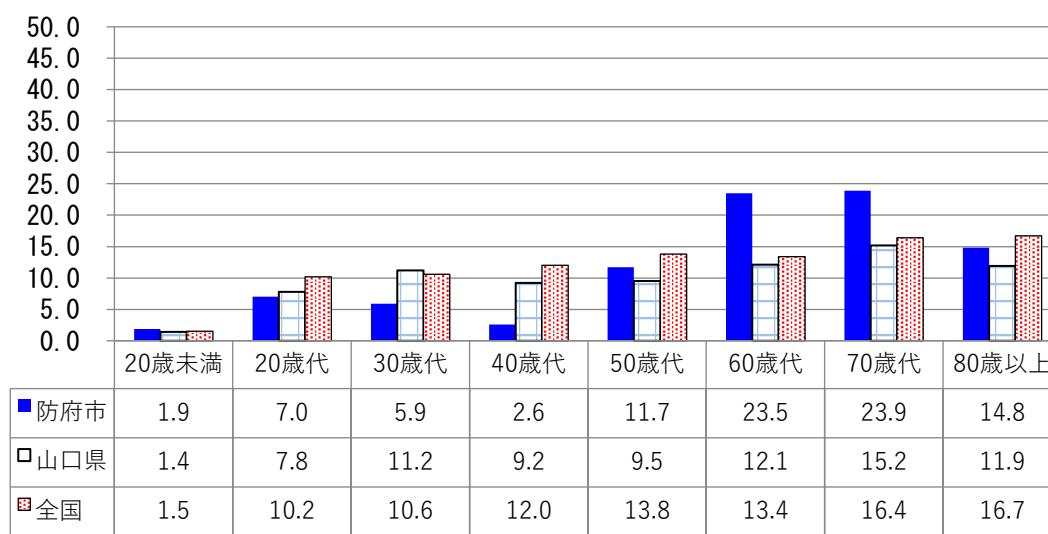
性別年代別自殺率の比較（男性）



■防府市 □山口県 ■全国

(人口10万人対)

性別年代別自殺率の比較（女性）



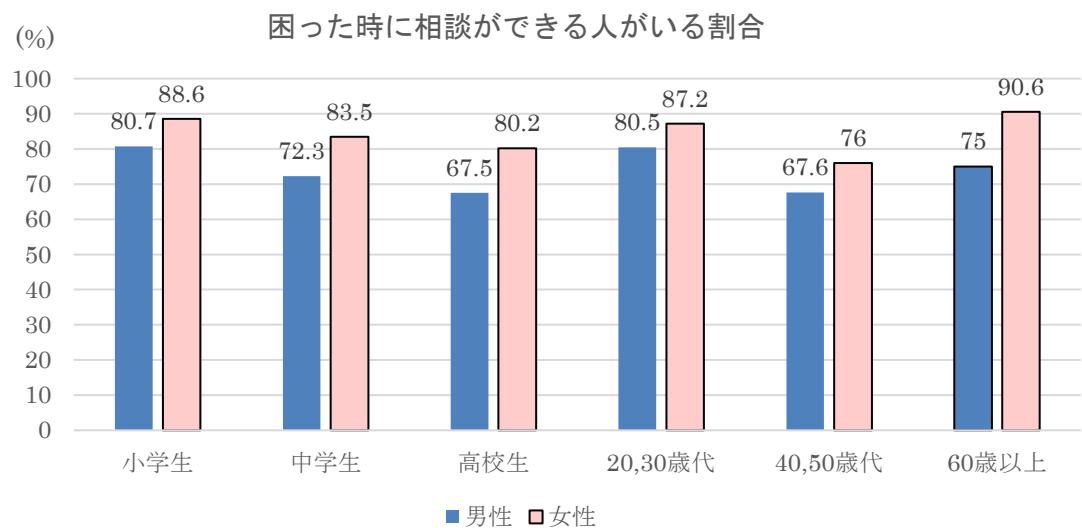
■防府市 □山口県 ■全国

資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

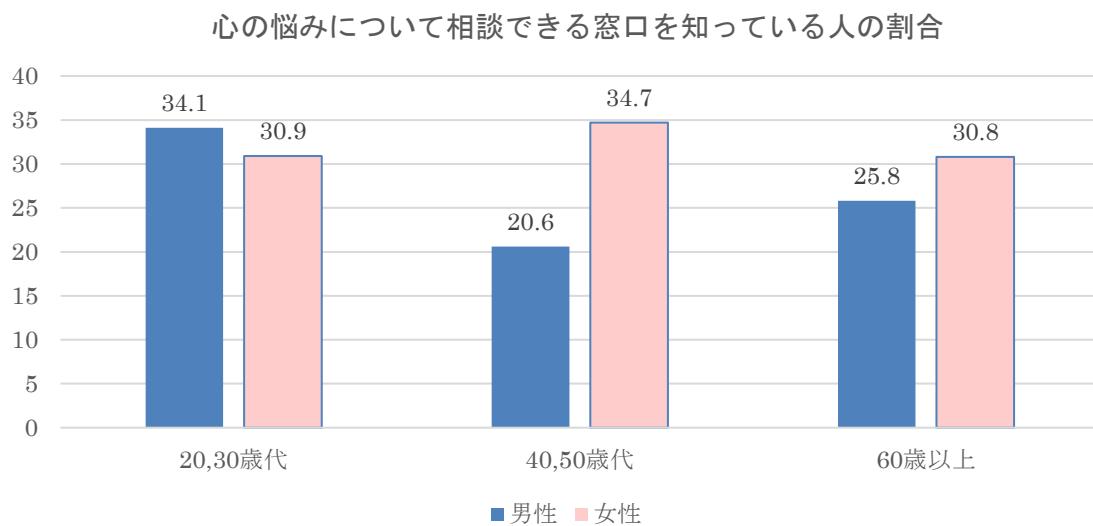
※H21～H29の平均

国、県と比較すると、男性では、20歳未満、30歳代及び60歳代の割合が高く、女性では、20歳未満、60歳代及び70歳代の割合が高くなっています。

2 こころの健康に関する現状（アンケート調査結果）



資料：令和元年度健やかほうふ21計画（第二次）中間評価のための市民アンケート



資料：令和元年度健やかほうふ21計画（第二次）中間評価のための市民アンケート

「防府市健康増進計画（第二次）」の中間評価で行った市民アンケートの結果によると、「困った時に相談できる人がいる割合」は、小学生以上のすべての年代で男性が低い割合になっています。また、こころの悩みについての相談窓口を知っている人の割合は、20歳以上のすべての年代で3割程度にとどまっています。

3 防府市の自殺の特徴

本市の自殺の実態を生活状況別（性別、年代別、職業の有無、同居家族の有無）にみると、自殺者数が最も多いのは、「60歳以上男性・無職・同居家族あり」となり、次いで「60歳以上女性・無職・同居家族あり」、「40～59歳男性・有職・同居家族あり」、「60歳以上男性・無職・独居」、「40～59歳男性・有職・独居」の順になっています。

60歳以上男性については、家族状況に関わらず、自殺者が多くなっており、失業による生活苦、介護の悩み、身体疾患等が危機経路と考えられ、60歳以上の女性では、身体疾患による悩みを原因とするうつ状態が危機経路と考えられます。

また、40～59歳男性については、有職で家族状況に関わらず、自殺者数が多くなっています。この年代は、配置転換や過労、職場の人間関係等、仕事での悩みが危機経路と考えられます。

防府市の主な自殺の特徴（H25～H29）

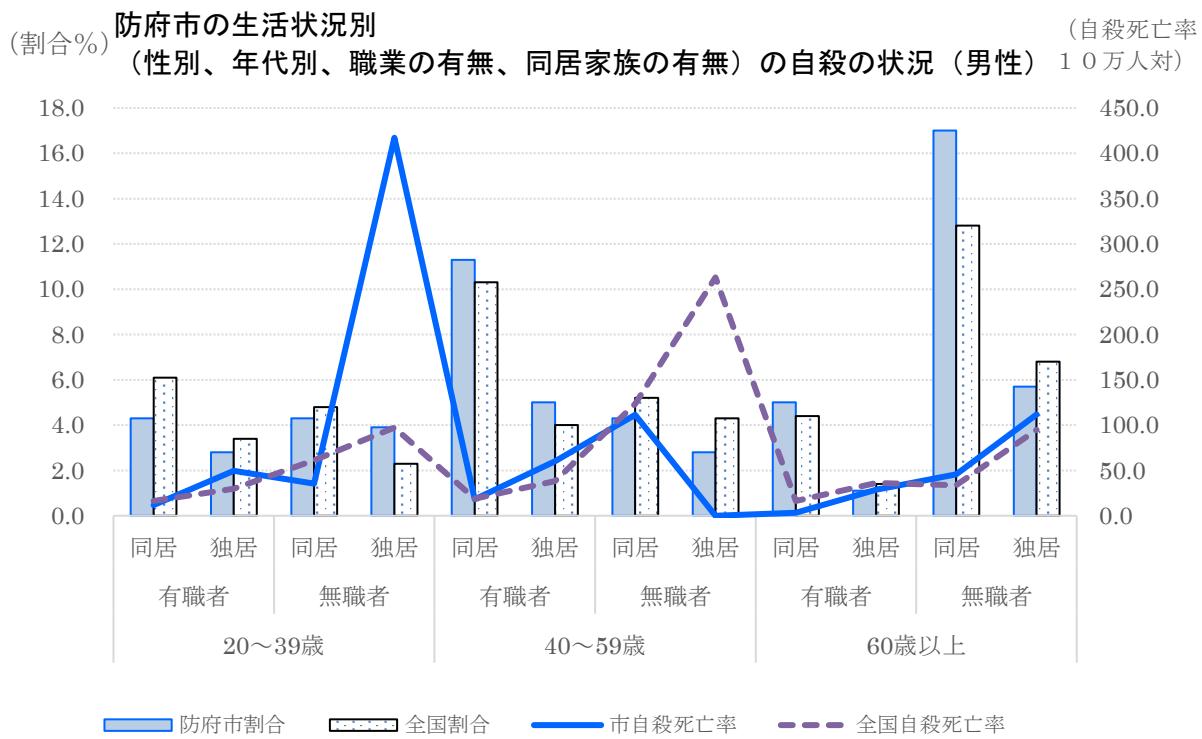
	上位 5 区分	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率 ¹ (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路 ²
1位	男性60歳以上 無職・同居	21人	19.8%	45.6	失業（退職）→生活苦+介護の 悩み（疲れ）+身体疾患 →自殺
2位	女性60歳以上 無職・同居	18人	17.0%	24.7	身体疾患→病苦→うつ状態 →自殺
3位	男性40～59歳 有職・同居	10人	9.4%	18.0	配置転換→過労→職場の 人間関係の悩み+仕事の失敗 →うつ状態→自殺
4位	男性60歳以上 無職・独居	9人	8.5%	111.7	失業（退職）+死別・離別 →うつ状態→将来生活への悲 觀→自殺
5位	男性40～59歳 有職・独居	6人	5.7%	60.0	配置転換（昇進/降格含む） →過労+仕事の失敗→うつ状態 +アルコール依存→自殺

順位は自殺者数の多さに基づき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

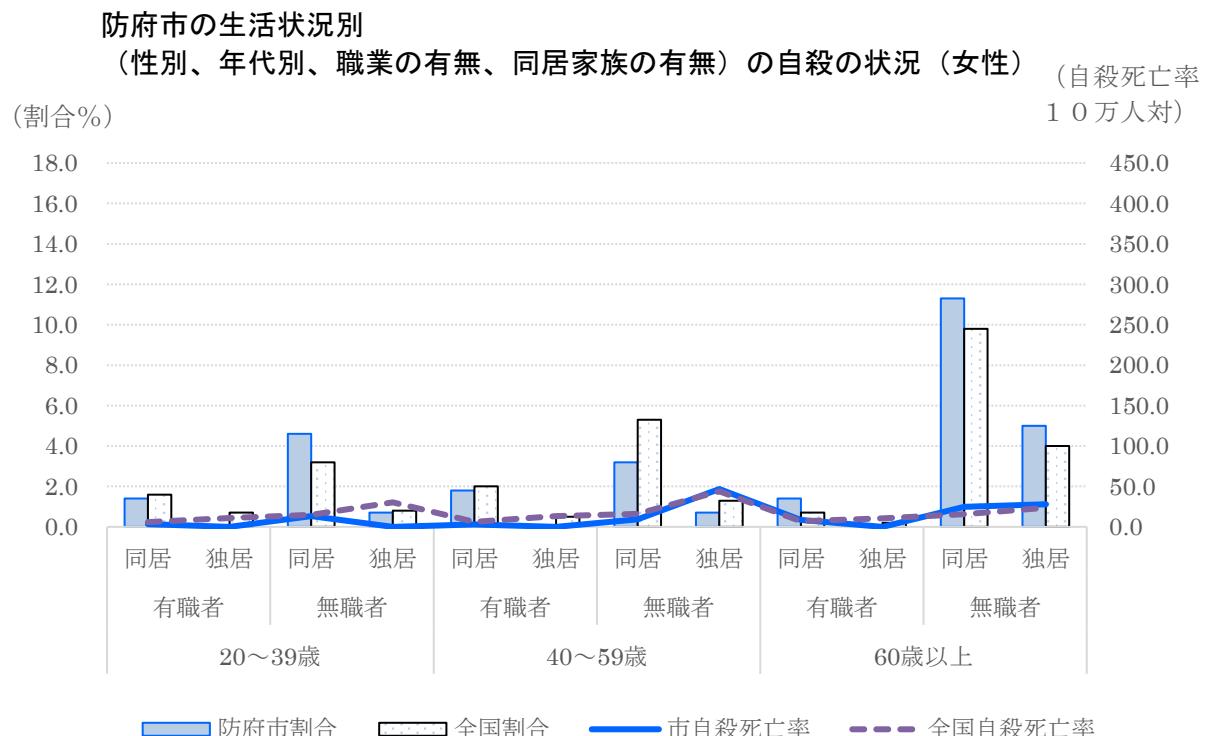
資料：自殺総合対策推進センター 地域自殺実態プロファイル 2018

¹ 自殺死亡率の母数（人口）は平成27年度国勢調査を基に自殺総合対策センターにて推計した。

² 「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013（ライフリンク）を参考にした。（P10 参照）



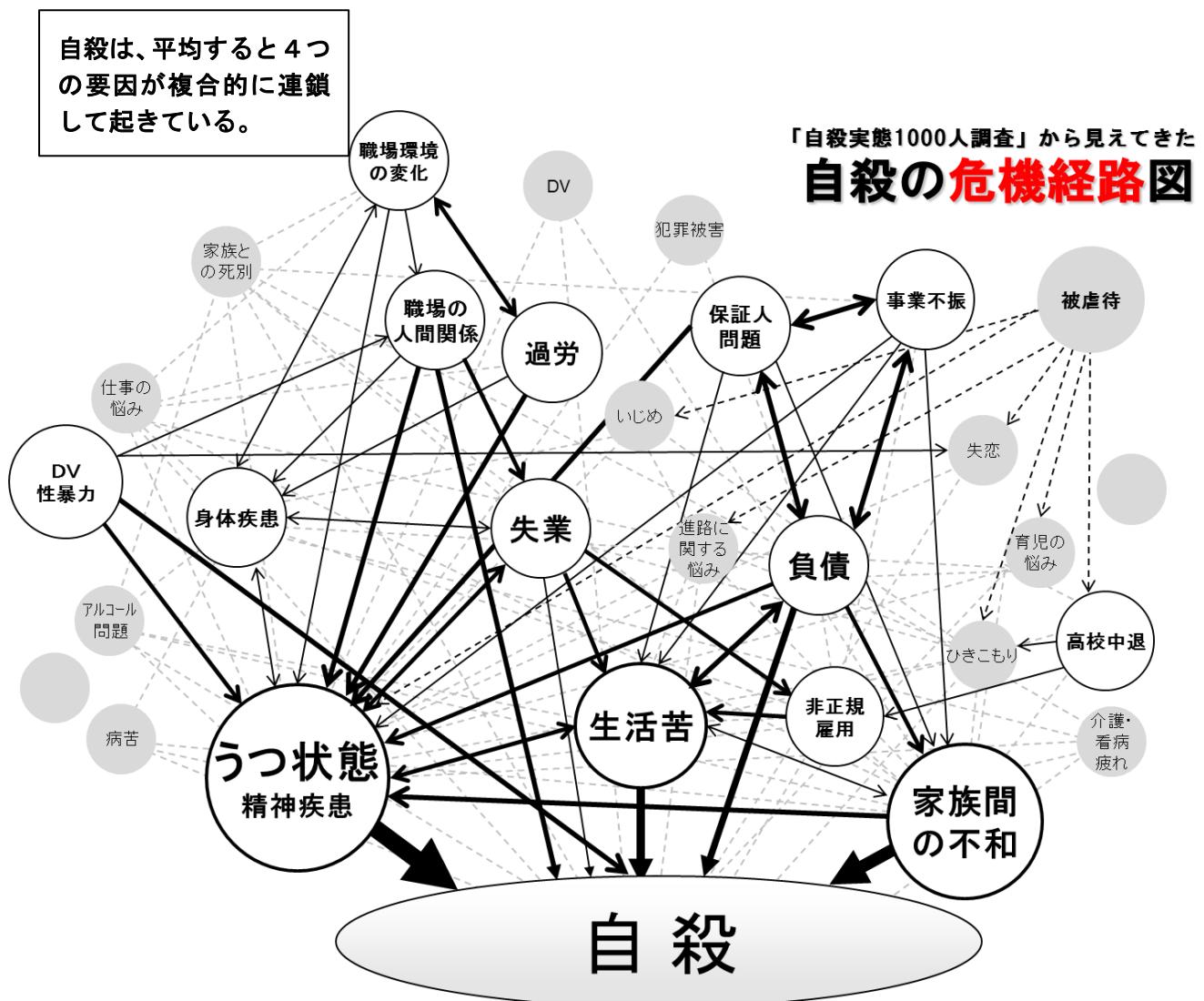
資料：自殺総合対策推進センター 地域自殺実態プロファイル 2018
※H25～H29の平均



資料：自殺総合対策推進センター 地域自殺実態プロファイル 2018
※H25～H29の平均

【背景にある主な自殺の危機経路】

ライフリンク¹が行った自殺に関する実態調査に基づく、「自殺実態白書2013」において示された図です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、人間関係等、様々な社会的要因があるといわれています。



¹ 特定非営利活動法人 自殺対策支援センター ライフリンク

「つながり」をキーワードに自殺対策、「生きることへの支援（自殺対策）」に取組んでいる。

4 自殺対策の課題

本市の自殺率は、減少傾向にはありますが、国、県と比較すると高い割合になっています。国が示す「防府市の主な自殺の特徴」によると、60歳以上の男女の高齢世代、40～59歳の働く世代の男性の自殺死亡者が多く、自殺対策を優先させる対象とされています。

のことから、本市の自殺対策の課題として以下の3点があげられます。

- (1) 高齢世代の自殺を予防するために、同居家族の有無にかかわらず、高齢者に関わる関係課や関係機関の見守り体制を強化し、身体疾患や離別等により、うつ状態や生活困窮などリスクのある人を早期に把握し、必要な支援につなげることが必要です。
- (2) 働く世代は、自殺者数が多い世代であることと共に、市民アンケート¹によると、困った時に相談できる人がいると答えた人が、男性では7割を下回っています。生活困窮や勤務、経営問題が、自殺の危機経路と考えられており、職域と連携を図り支援を行うことが必要です。
- (3) 20歳未満の自殺対策については、市民アンケートによると、「困った時に相談できる人がいる割合」は小学生、中学生共に7割～8割にとどまっており、2～3割の子どもは相談できる人がいない現状があります。悩みを抱えた児童、生徒を早期に発見し、適切な支援を行えるように教育委員会や学校との連携を図ります。

¹ 令和元年度健やかほうふ21計画（第二次）中間評価のためのアンケート調査（P7参照）

第3章　自殺対策の基本的な施策

「自殺総合対策大綱」に示される基本理念「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざす」にのっとり、市の目標を、「誰もが自殺に追い込まれることのない防府市を目指して～お互いに思いやり、こころの健康を守ろう～」とし、実現にむけて自殺対策の推進を図ります。

1 計画の目標

誰もが自殺に追い込まれることのない防府市を目指して
～お互いに思いやり、こころの健康を守ろう～

2 基本的な施策

計画の目標にむけての取組を、7項目の基本施策と、世代別の視点、段階別の視点としました。

(1) 市民への周知と普及啓発

市民の自殺を予防するため、市民一人ひとりが自殺についての問題を身近なこととしてとらえ、自分自身のメンタルヘルスについて考える機会をつくると共に、周囲の人の変化に気づき、本人への声かけなど適切な対応がとれるように普及啓発を行います。

また、自分自身の悩みを相談する機関や、メンタルの不調を感じた時の相談窓口、周りの人の異変に気づいた時の相談機関等について、市が作成した「悩みごと相談窓口一覧」や「こころのカード」を活用し、周知を図ります。

(2) 人材の養成

こころに悩みを抱え、自殺の危険性がある人に気づき、声をかける「ゲートキーパー（命の門番）」を、本市では平成23年度から取組み、平成27年度に「ココロぽっとサポーター」と名づけ、養成講座を開催しています。

広く一般市民を対象とした講座の他、地域自殺実態プロファイルの結果により、防府市の自殺対策の充実が必要な「高齢世代」「働く世代」及び「子ども世代」に関わる機関や担当課との連携を図り、ココロぽっとサポーターを養成します。

(3) こころの健康づくり

日頃からこころの健康づくりに取組み、生きることの促進要因を強化するため、市民全体を対象とした相談窓口の開設や、集いの場等を開催します。

(4) 自殺のリスクを低下させる支援

うつ病等の精神疾患の患者や、がんや慢性疾患患者、多重債務や生活困窮等経済的問題を抱える市民、自分自身の身体の問題や介護の問題を抱える市民等、自殺のリスク要因を抱える市民を早期に把握し、適切な支援を行うために、保健分野だけでなく、各世代の市民に対して支援を行う、関係機関、関係課との連携を図る必要があります。

また、自殺未遂者を把握する可能性のある、消防や医療機関、関係部署と連携し、未遂者に対し繰り返さないような働きかけを検討していきます。

(5) 遺された人への支援

自殺既遂者の家族等、大切な人を自殺により失ったつらい経験をした市民からの相談があった場合には、県が行う自死遺族の自助グループを紹介する等、県や医療機関、関係機関と連携を図り支援を行います。

また、遺された家族の話を聴き、これから家族が生きていくための必要な支援につなぎます。

(6) 支援者のメンタルヘルス

ハイリスク者への支援に関わる職員、相談員自身の、こころの健康を保つことが重要なことであることから、ストレスチェック等、職員に対するメンタルヘルスの対策を推進します。

(7) 自殺を予防するための体制整備

誰もが自殺に追い込まれることのない防府市を目指して、保健、医療、福祉、教育、労働の関係機関、団体が連携を図り、支援を必要とする市民を早期に支援につなげるため、ネットワークの強化を図ります。

また、自殺は健康問題、経済生活問題、人間関係の問題のほか、様々な要因が複雑に関係するため、市の各課において、自殺対策を担当課のみの業務ととらえることなく、すべての課に関わる生きるために包括的な支援であることの周知を図ります。

3 世代別の視点

(1) 子ども世代

本市の20歳未満の自殺率は、県、全国に比較し高い数値となっています。若者の自殺の実態を把握すると共に、学校やPTA、児童生徒に関する児童委員等、関係機関等と連携を推進します。学校、保護者に対する自殺対策の必要性の周知、いのちの学習授業等により、児童生徒のSOSの出し方に関する教育等、具体的なスキルの取得にむけて取組を推進します。

(2) 妊娠期から子育て世代（妊娠及び乳幼児の親）

平成29年に厚生労働省が発表した、妊娠婦の死亡原因によると、全国で102人の妊娠婦が自殺により死亡しており、妊娠婦死亡の原因で最も多くなっています。

本市における同様の数値は把握できていませんが、妊娠期から産後は急激なホルモンの変化や慣れない育児のためにメンタルの不調を訴えやすい時期です。すべての妊娠婦や乳幼児の親と関わる、産科や小児科医療機関、乳幼児期に家庭訪問を行う母子保健推進員等、子育て支援を行う関係機関とのネットワークの強化を図り、産後うつ病等の早期発見、早期支援を行い、妊娠婦の自殺を予防していくことが重要です。

(3) 働く世代

40～59歳の有職同居男性及び有職独居男性は、「地域自殺実態プロファイル2018」[※]によると、自殺対策を優先すべき対象となっています。

働く世代は、家庭や職場の両方で重要な位置を占める一方で、職場や家庭の問題、人間関係によるストレスにさらされる事が多くの現状があります。

商工会議所や、防府地域産業保健センター、全国健康保険協会山口支部との連携に合わせ、企業訪問等により、企業におけるメンタルヘルスの実態を把握し、企業の健康管理担当者が社員から自分の身体やこころ、家族のことなど、悩みの相談を受けた場合に、気軽に相談ができるよう、相談窓口のパンフレットを配布し、相談機関の周知を図ります。

また、企業の担当者や商工会議所に対して市のメンタルヘルス講演会の案内や、ココロぽっとサポーター養成講座を開催するなど、職域と連携した具体的な、自殺対策を推進することが必要です。

(4) 高齢世代

「地域自殺実態プロファイル2018」によると、60歳以上の男性、女性ともに自殺対策を優先的に行なう必要があり、特に男性については同居、独居に限らず対策が必要です。

この年代は、退職による社会的役割の喪失や自分自身の健康問題、介護問題、経済的な困窮、配偶者等との死別など、大きな精神的なストレスを感じやすい時期です。

閉じこもりやうつ状態になることを予防すること、精神的な悩みを抱える人を早期発見、支援をするため、かかりつけ医や地域包括支援センター、介護サービス事業所、介護支援専門員の他、地域の自治会、民生委員、福祉委員等による見守りが重要です。

※「地域自殺実態プロファイル2018」

地方公共団体の地域自殺対策計画の策定を支援するため、国が自殺総合対策推進センターにおいて、既存の官庁統計をもとに、すべての都道府県、市町村のそれぞれの自殺の実態を分析したもの。

この分析により、防府市はP8の自殺の特徴が示されている。

4 段階別の視点

(1) 事前予防（普及啓発） 【市民全員】

市民一人ひとりが、自殺や精神疾患等についての正しい知識をもち、「こころの健康」について考え、自分自身のメンタルヘルスに目を向けると共に、家族や周りの人のこころの問題について配慮できるよう、相談窓口の周知に合わせて、普及啓発を行います。

自殺に追い込まれる危機は誰もが起こり得る危機であることを伝え、そういう場合には必ず誰かに助けを求めるなどを含め、啓発します。

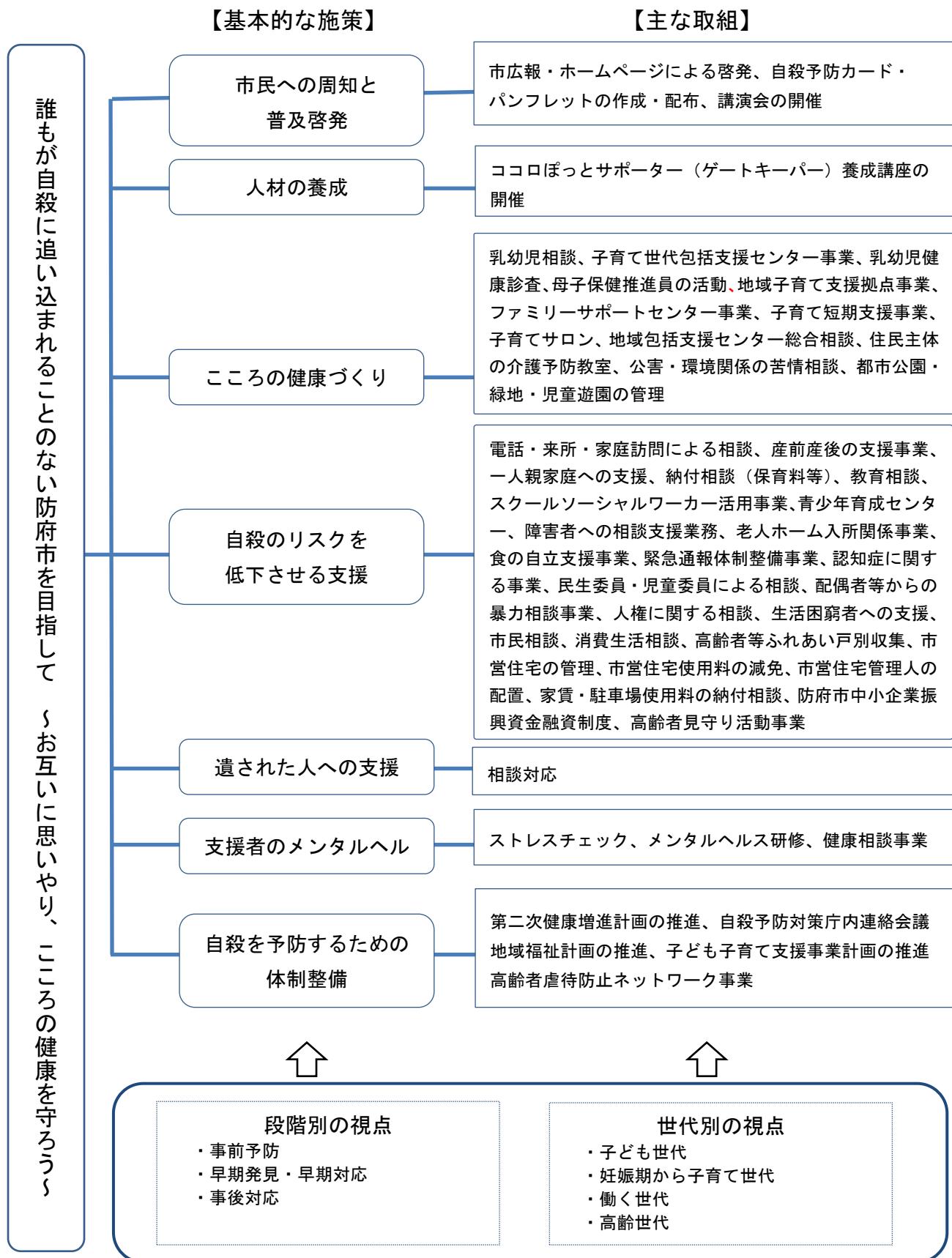
(2) 早期発見、早期対応 【自殺リスクのある市民】

自殺の危機要因と言われる、うつ状態、アルコール等への依存、病苦、社会的孤立、多重債務、過労、失業、介護疲れ、いじめ等の課題を抱える市民に周りの人や支援者等が気づき、早期に専門機関に相談することで、悩みの解決につながると考えられます。本人や家族等周囲の人の相談を受けた機関がその人に寄り添い、話を傾聴することが支援の第一歩となり、その後の適切な支援につながります。

(3) 事後対応 【自殺既遂者の身近にいる人】

自殺が生じてしまった後の、残された家族や周りの人へのこころのケアを、市民や医療機関等から連絡があった場合に、その人の抱える課題により、県や他課、関係機関と連携を図りながら行います。

5 取組の体系図



第4章 自殺対策の主な取組（生きる支援関連施策）

自殺対策を推進するために、庁内関係課が「生きる支援」であることを認識し、取組を行います。

1 市民への周知と普及啓発

取 組	概 要	担当課・機関
広報誌、ホームページを活用した普及啓発	市民に対して、自殺は誰にでも起こり得る危機であること、こころの健康に目をむけ、自殺予防に取組んでいく必要があることを、9月の「自殺予防週間」、3月の「自殺対策強化月間」に併せ、市広報やホームページ等を通じて周知する。	健康増進課
	担当課から依頼を受けて、市広報の作成、報道機関との連携（市長定例記者会見含む）、SNSを活用した情報発信を行う。	情報政策課
働く世代への啓発	働く世代へのアプローチのため、商工会議所と連携を図り、自殺予防に関する記事を商工会議所便り等に掲載する。	健康増進課
自殺予防カードの作成、配布	公的機関やショッピングセンター等に配置し、こころの悩みを抱える市民に対して相談ができる場所があることを周知する。	
自殺予防パンフレットの配布	自殺予防のパンフレットを応急手当講習会等開催時に配布することで、一人でも多くの住民へ問題啓発を図り、自殺防止に努める。	消防本部警防課
講演会の開催	精神疾患に対する正しい理解や、こころの健康についての意識づけを促すため、年1回、こころの健康に関する講演会を開催する。	健康増進課

2 人材の養成

取 組	概 要	担当課・機関
ココロぱっと サポーター講座 (ゲートキーパー養成講座) の 開催	市民に対して講座を開催する。 関係機関や庁内各課が開催する研修会等で、講座を開催してもらうよう、働きかける。 市職員に対する講座を継続し、全職員が受講できるようにする。 高齢者や働く世代、子ども世代に関わる関係機関や相談員等を対象として講座を開催する。	健康増進課
	相談する場所がわからない来庁者に対して、声をかけ悩みを抱えていることに気づけるようにするために、市役所受付の会計年度任用職員に対して、講座を開催する。	総務課 健康増進課
	養育支援訪問事業の子ども家庭支援員に、講座受講の勧奨を行い、今後レベルアップ研修に講座を取り入れる。	子育て支援課 健康増進課
	母子・父子自立支援員が、悩みを聞くスキルを身につけ必要な支援につなげために、講座を受講する。	
	ファミリーサポートセンター運営事業の中で、気づき役の役割を担うために、会員対象に講座受講の勧奨を行う。	

3 こころの健康づくり

取 組	概 要	担当課・機関
母子健康手帳 交付時の面接	妊婦一人ひとりに丁寧に面接を行い、その妊婦が抱える悩みを聞き、必要に応じて妊娠期からの支援を行う。	健康増進課
乳幼児相談	子育て中の親に対して、育児についての悩みや不安を聞き、必要な支援を行う。産後うつ等の症状がみられる場合は、必要な医療につなげるなど支援を行う。	
子育て世代包括 支援センター	妊娠期についての相談から、出産、乳幼児期を中心に18歳までの子育て期を安心して過ごすための相談窓口を開設し、専門職の相談対応により、育児の悩みや不安の軽減を図る。	

取 組	概 要	担当課・機関
両親学級	妊婦とパートナーに対して、妊娠期から産後にみられる精神的な不調について説明し、必要がある時は相談をするように伝える。	健康増進課
乳幼児健康診査	子どもの疾病の発見等だけではなく、親の心身の状態に注目し、子育てのことや家族の悩み等でこころの問題を抱えている人に対しては、医療機関等と連携を図り支援を開始する。	
母子保健推進員の活動	市から依頼の受けた母子保健推進員が地域の子育てサポーターとして家庭訪問や子育てサークルを行う。2か月児に対する、乳児全戸訪問事業に合わせた、赤ちゃん文庫事業（社会福祉協議会から贈られる絵本を届ける）の他、1歳の誕生日の時期及び1歳6か月児、3歳児健康診査の案内に、家庭訪問を行い、親への声かけ、支援の必要な家庭があれば市保健師との橋渡し役となる。	
いのちの学習事業	子どもの頃から、「いのちを大切にする」ことを伝えるため、小学校高学年に対して「いのちの学習授業」を実施し、児童に対してSOSの出し方等を具体的に伝える。	健康増進課 学校教育課
いのちの授業	毎年度、市内小中学校において、犯罪等の被害者による講演と展示を実施する。いじめなどによる自殺被害者遺族による講演を実施し、家族を失った人の生の言葉により、いのちの大切さを児童生徒に伝えていく。	社会福祉課
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	保育所等にある地域の身近な子育て支援センターで、子育て中の親子の交流、育児相談、園庭開放等を行い、育児についての悩みを聞き、必要な支援につなげる。	子育て支援課
子ども家庭総合支援拠点	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に適性な子どもの養育や福祉の向上を図るための相談、助言を行なう。	
ファミリーサポートセンター運営事業	子育ての支援を行うことで、育児に関する負担感の軽減を図る。	

取 組	概 要	担当課・機関
子育て短期支援事業	子どもを一時的に預かることにより、保護者の精神的、身体的負担の軽減を図る。また、家族の状況や保護者の抱える問題、悩み等を聞き、必要な支援につなげる。	子育て支援課
子育てサロン	乳幼児のいる保護者同士の交流や情報交換を行うサロンに対して補助を行う。 保護者が集い交流できる場を設けることで、育児不安の軽減を図る。	
地域包括支援センター総合相談	市内各地域包括支援センターにおいて高齢者の多種多様な相談を受け、適切なサービスや機関、制度につなげる。	高齢福祉課
住民主体の介護予防教室	高齢者が介護予防のために集える場として「やまぐち元気アップ体操」の実施を支援する事業。参加者からの相談については地域包括支援センターの職員が対応し、必要時支援を行う。	
公害・環境関係の苦情相談	公害等の住環境の悪化は精神的な不調を招く可能性があり、それらが自殺につながることも考えられる。関係機関と連携し、原因となる人への指導等を適切に行うことで、未然の防止に努める。	生活安全課
都市公園・緑地・児童遊園の管理	都市公園・緑地・児童遊園の監視や巡回等により、未然に自殺防止に努める。	都市計画課

4 自殺のリスクを低下させる支援

取 組	概 要	担当課・機関
電話・来所・家庭訪問による相談	健康や、こころの相談を受ける窓口として市民からの相談を受ける。相談者の悩みを受止め、解決にむけて他機関との連携を図りながら、悩みを解決するために相談支援を行うことで、自殺を未然に防止する。	健康増進課
産婦健康診査	産後のうつ状態にある産婦を早期に発見し、支援を行うために、産後2週間、1か月時に産婦人科で行う健康診査の助成を行う。	

取組	概要	担当課・機関
産後ケア事業	育児の不安が強く、精神的に不安定な状況にある産婦に対して、臨床心理士によるカウンセリングや、産婦人科に宿泊し産後のケアを行うことで、産後の不安の軽減や精神の安定を図る。	健康増進課
ゆっくり子育て学び塾	子どもとの関わり方、しつけの仕方に悩む親を対象に、子どもとの関わり方を学び、子育て等の悩みを話合うことで、ストレスや不安の軽減につなげる。	
母子・父子自立支援員設置事業	貸付相談で保護者とやりとりする機会に、保護者の悩みを聞き、他機関と連携して必要な支援を行う。	子育て支援課
保育料等の納付相談	納期限に支払ができない保護者については、病気や無職、借金など生活面で深刻な問題を抱えている可能性を考え、状況に応じて関係部署を案内する。	
教育相談	子育てやいじめ、不登校等に関する悩みについての相談を不登校児童・生徒専任指導員や生活安心相談員が受ける。	学校教育課
スクールソーシャルワーカー活用事業	いじめ、不登校等問題を抱えた児童生徒に対し、その家庭、学校、関係機関等に働きかけ、調整を行って、問題の早期解決を図る。	
防府市青少年育成センター	ヤングテレホン防府を設置し、青少年や青少年に関する悩みを持つ保護者等の不安や思いを傾聴し、必要な助言を行う。	生涯学習課
納付相談	納期限に支払ができない住民は、病気や無職、借金など生活面で深刻な問題を抱えている可能性がある。納付相談時に生活状況を聞き取り、必要であれば福祉部署や無料法律相談等を案内する。	収納課
相談支援業務	障害のある人や家族の思いを受止め、支援を行う。自殺リスクの高い人には受診を勧める、家庭訪問を行う等、支援を行う。	障害福祉課
老人ホーム入所関係事業	養護老人ホームへの適正な措置を行う。措置決定のために必要な聞き取りを行うなかで困り事があれば相談にのる。	高齢福祉課

取組	概要	担当課・機関
食の自立支援事業	食の確保ができず、見守りが必要な高齢者等に対して、週に5回を限度として弁当の配達を行う事業。訪問時に安否確認を行い、高齢者等の異変を察知した場合には、関係機関に連絡する。	高齢福祉課
緊急通報体制整備事業	一人暮らしの高齢者等に緊急通報装置を貸出し、高齢者の体調等の不安の軽減を図る。	
認知症カフェ運営事業	認知症の当事者や家族、地域住民が悩みを共有し、情報交換をすることにより、介護負担の軽減を図る。	
社会福祉協議会に関する事業	住民の福祉に関するあらゆる相談に応じ、安心して暮らせるために、必要な支援を行う。	社会福祉課 社会福祉協議会
自立相談支援事業	生活困窮者に対してハローワークと連携し、就労支援を行うと共に、当人が抱えている問題を把握し、自殺予防に取組む。	
住居確保給付金事業	家賃の補助や一時的な宿泊場所等の住宅支援を行い、生活の場所を提供し、自殺予防につなげる。	
一時生活支援事業	早期の住居確保が難しい住居喪失者等に対して、一時的な住居及び食事を提供し、自殺予防につなげる。	
家計相談支援事業	多重債務者の債務整理等、生活再建に必要な法的手続きの支援を行い、自殺予防につなげる。	
民生委員・児童委員による相談・支援等の実施	同じ住民という立場から、地域において悩みごとや困りごと等の問題を抱えている人の相談に応じ、必要に応じて適切な相談機関につなげるなど問題解決を支援する。	社会福祉課
配偶者等からの暴力相談事業	配偶者やパートナーからの暴力の経験は、自殺のリスクを上昇につながりかねない。相談の機会を提供することで、自殺のリスクの軽減に寄与し、関係機関と連携し対象者の支援につなげる。	
人権に関する相談	人権相談窓口として市民からの相談を受ける。相談内容に応じて、自殺を予防するために、庁内各課や人権擁護委員をはじめとした他の行政機関等と連携を図り、相談先を案内するなど適切な対応に努める。	

取組	概要	担当課・機関
扶助費支給事業 (生活保護)	生活困窮者に対して、その程度に応じて必要な保護を行い、最低限の生活を保障すると共に、自立を助長する。訪問、面接時に当人や家族の問題状況を把握し、必要に応じて適切な支援につなげる。	社会福祉課
市民相談	自殺者の多くが複数の問題を抱えていることから、各種相談を総合的に受ける窓口は潜在的な自殺リスクの高い人をキャッチする上で重要となる。相談内容に応じて、庁内各課や他の行政機関と連携を図り、相談先を案内するなど、適切な対応に努める。	市政相談課
消費生活対策	消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握、対応することで、包括的な問題の解決にむけた支援を行う。	
高齢者等ふれあい 戸別収集	家庭ごみを集積場所まで出すことが困難な高齢者や障害者等に対して戸別収集を行う事業。収集の際、ごみが出されていない時に併せて、安否確認を行うなど、高齢者や障害者等の異変を察知した場合には、関係機関に連絡する。	高齢福祉課 障害福祉課 クリーンセンター
市営住宅使用料 (家賃)の減免	市営住宅入居者で、収入が生活保護基準以下の者に対し、申請により家賃の減免を行い、経済的負担の軽減を図る。	建築課
家賃、駐車場使用 料の納付相談	納期限に支払ができない市営住宅入居者については、病気や無職など生活面で深刻な問題を抱えている可能性がある。納付指導時や来庁時に生活状況を聞き取り、必要に応じ福祉部署などを案内する。	
市営住宅管理人の 配置	市営住宅入居者と市の連絡調整や入居者からの相談に対応するため、管理人を配置している。管理人が相談を受け、市に連絡することで、必要な支援につなげる。	

取組	概要	担当課・機関
市営住宅の管理	収入が低く、住宅に困窮している人を対象とした市営住宅を管理し、2か月に1回入居者を募集するほか、災害被害者やDV被害者等を対象に一時的に入居を認める目的外入居制度を設けている。福祉部署等から住居困窮者についての相談を受けた場合には、入居申込方法等について説明を行う。	建築課
防府市中小企業振興資金融資制度	市内の中小企業者に対する運転資金や設備資金等の融資の円滑化を図る。	商工振興課
高齢者等見守り活動事業	検針業務の中で、高齢者等の異変に気づいた時には、速やかに地域包括支援センター、緊急性が高い場合は消防、警察署へ通報を行う。	上下水道局総務課

5 遺された人への支援

取組	概要	担当課・機関
相談対応	対象となる市民から相談があった場合には、話を聞き、必要な支援につなげる。	健康増進課 障害福祉課 社会福祉課

6 支援者のメンタルヘルス

取組	概要	担当課・機関
学校職員等のストレスチェック	労働安全衛生法に基づき、学校職員等のストレスチェックを実施し、メンタルヘルス不調の未然防止を図る。	学校教育課
メンタルヘルスマネジメント研修	職員のこころの健康保持・増進を図るため、実施する。対象は、環境や職責等が大きく変わる新規採用職員と係長級職員。内容は各階層に合わせて、新採職員はセルフケア、係長級職員はラインケアを中心とした内容とする。	職員課
ストレスチェック事業	職員自身のストレスへの気づき及びその対処の支援並びに職場環境の改善を通じて、メンタルヘルス不調となることを未然に防止する一次予防を目的に実施する。	

取 組	概 要	担当課・機関
健康相談事業	産業医、職員総合相談員による健康相談事業を実施する。心身の問題は自殺につながる大きな理由のひとつと考えられるため、事業の利用について職員により一層の周知を図る。	職員課

7 自殺を予防するための体制整備

取 組	概 要	担当課・機関
第二次健康増進計画の推進	第二次健康増進計画の柱のひとつである「こころの健康」の推進について、商工会議所や医療機関、関係機関との連携を図り、事業を推進する。	健康増進課
自殺予防対策府内連絡会議	自殺対策に関わる府内の関係課を委員とする会議を年1回開催する。	
地域福祉計画の推進	地域全体での支え合いのネットワークを強化し、関係者間での情報共有等を図ることで、対象者の早期発見と支援につなげる。	社会福祉課
子ども子育て支援事業計画の推進	すべての子どもに良質な生育環境を保障するため、それぞれの家庭の状況に応じ、妊娠、出産期からの切れ目ない支援を行うこと、また子育てに安心感や充実感を得られるような親子の交流の場づくり、子育て相談や情報提供を行なうことで、子どもの育ちと子育てを支援する。	子育て支援課
高齢者虐待防止ネットワーク事業	高齢者が住みなれた地域で尊厳を保持し、安心した生活を送ることができるよう高齢者虐待防止ネットワーク会議を開催し、高齢者の自殺を予防する。	高齢福祉課

第5章 計画の推進

各関係機関、関係課と連携を図り、計画の進行管理、具体的な取組について推進していく必要があります。

1 計画の推進体制

(1) 市民

市民一人ひとりが自殺を身近な問題としてとらえ、自分自身のメンタルヘルスに目をむけ、心身の不調に気づくと共に、家族や職場、地域など自分の身近にいるかもしれない、自殺を考えている人のサインに気づき、早期に専門の相談機関につなぐ等、適切な対処ができるよう、取組を進めます。

(2) 関係機関

医療、職域、福祉、教育、警察等の様々な関係団体においては、自殺対策の重要性を理解し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」にむけて、こころの問題に関心をもち、自殺予防のための活動を推進するため、関係機関と連携を図り、取組を進めます。

(3) 行政

自殺を防止するために、こころの健康づくりの事業を推進し、自殺のリスクを低下するための各課が行う事業を実施します。

自殺の問題が健康問題を取り扱う分野だけでなく、各課にかかわる問題であることを認識し、市民の自殺予防について職員一人ひとりが考え、専門的な支援が必要な市民に対しては、早期に専門的な窓口につなぐことを心がけます。

2 進行管理

自殺予防対策庁内連絡会議において、自殺対策の具体的取組状況を毎年度報告し、委員の意見等を踏まえながら、取組の点検評価を行い、必要があると認められる場合には計画の見直しを行います。

また、本計画において示した取組を実施するために、計画の推進のために必要な財政上の措置を講じるように努めます。

【 資 料 編 】

- 1 自殺対策基本法
- 2 自殺総合対策大綱（概要）
- 3 防府市自殺予防対策庁内連絡会議設置要綱
- 4 「悩みごと相談窓口一覧」
- 5 ココロぽっとサポーター養成講座 P R リーフレット